

阪神高速道路株式会社とその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画

令和5年3月31日
阪神高速道路株式会社

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、阪神高速道路株式会社（以下「当社」という。）が自ら実施する具体的な措置に関する計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、当社が行う事務及び事業を対象とする。

なお、当面の間、当社が行う事務を対象として、温室効果ガス削減に関する取組を推進するものとし、道路の管理・運用等の事業については、政府実行計画を踏まえ、今後、2013年度を基準として2030年度までの温室効果ガス排出削減計画を策定の上、その取組を推進する。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、当社の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には当社が管理する設置可能な建築物（敷地を含む。）の概ね50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。¹

¹ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

3. 社用車における電動車の導入

当社が使用する社用車について、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する社用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

4. LED照明の導入

当社が管理する社屋のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とすることを目指す。賃貸型社屋についても、貸主に対してLED照明化への協力を依頼する。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに当社で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

V. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮と取組

(1) 太陽光発電の導入

以下の整備方針に基づき、2030年度には当社が管理する設置可能な建築物の概ね50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデル²の活用も検討する。

ア 当社が新築する社屋等の建築物における整備

当社が新築する社屋等の建築物について、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、原則として、太陽光発電設備の設置を徹底する。

イ 当社が管理する既存の社屋等の建築物及び土地における整備

当社が管理する既存の社屋等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備の設置を徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の社屋等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、以下の点にも留意して計画的な整備を進める。

- ・ 設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。
- ・ 既存の社屋等の建築物に整備する場合は、設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。また、土地に

² PPA モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システム等は無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

整備する場合は、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

(2) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・ 建築物を建築する際には、省エネルギー（以下「省エネ」という。）対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮して整備する。
- ・ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

(3) 温室効果ガスの排出の削減等に資する建設資材等の選択

- ・ 建設資材については、再生された又は再生できる資材や温室効果ガスの排出削減等に資する資材をできる限り使用する
- ・ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上を図る。
- ・ 内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。併せて、木材製品の利用促進に努める。
- ・ また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

省エネに留意しつつ社屋内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適切な運転を図る。また、外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

(5) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ・ 建築物の建築等に当たっては、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ・ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ・ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ・ 社屋等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。
- ・ 建設工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案等の採用を進める。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮しつつ、以下の取組を進める。

(1) 電動車の導入

当社が使用する社用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とすることを旨とする。

電動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車、再生可能エネルギー電力や水素等の非化石エネルギーが利用可能な車を選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

また、社用車等の効率的利用等を図るとともに、使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを旨とし、以下の取組を進める。

- ・ 社屋の新築・改修時には、LED照明を標準設置する。
- ・ 既存照明については、費用の平準化を図りつつ、LED照明への切替えを行う。
- ・ 調光システムを併せて導入するなど、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。

なお、電力の調達に当たっては、安定供給が確実に図られることを最優先として、今後の電力市場の動向等を注視しつつ、再生可能エネルギー電力の調達量を検討する。

(4) 省エネ型OA機器等、エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ・ 現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器等の機器導入・更新に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択し、適正規模の機器導入、エネルギーを多く消費する機器の使用廃止、適正時期における省エネ型機器への計画的、重点的な更新を進める。
- ・ 社屋内の自動販売機は、調光機能やヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、使用実態に応じて設置台数の削減等により適正な配置に努める。

(5) 用紙類の使用量の削減

書類の電子化や電子決裁の徹底、Web 会議システムやデジタル機器等の活用等により、会議用資料や事務手続等の一層の簡素化・ペーパーレス化を図る。

(6) 再生紙・再生品の使用・活用

ア 再生紙の使用等

- ・ 購入、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。

- ・ 印刷物については、調達が困難となる場合を除き、再生紙を使用する。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 再生品等の活用

- ・ 購入、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(7) その他

ア リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達等

- ・ 温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。
- ・ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

イ その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

3. 温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 社屋におけるエネルギー使用量の抑制

- ・ OA機器、家電製品について、使用時間の縮減や省エネモード設定の適用などにより適切に使用し、待機電力の削減を含めた使用面での改善を図ることで、節電を徹底する。
- ・ 省エネに留意しつつ社屋内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ・ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を徹底する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・ 昼休みや長時間の離席時、退社時におけるパソコンの電源OFFを徹底する。

(2) 廃棄物の3R、ごみの分別

- ・ 社屋等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。
- ・ 紙の使用量の抑制を図る。
- ・ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底するとともに、分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。併せて、個人用のごみ箱を順次削減する。
- ・ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう徹底する。

- ・ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を推進する。
- ・ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4. ワークライフバランスの確保・社員に対する研修機会の確保等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退社の実施による超過勤務の縮減を図る。

(2) 社員に対する地球温暖化対策に関する研修機会の確保及び情報提供

- ・ 地球温暖化対策に関する社員研修を計画的に実施する。
- ・ 社内報、パンフレット、社内Web等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修などの情報提供を行い、社員の参加を促す。

VI. 本計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- 本計画の実施状況について、環境行動推進委員会において自主的に点検を行い、サステナビリティ推進委員会へ報告するとともに、毎年成果を取りまとめたうえで、サステナビリティレポートやホームページなど適切な方法を通じて公表する。
- 本計画の対象となる、エネルギー使用量（当該施設の就業人数及び単位面積当たりの使用量が求められるもの）以外に、道路の管理・運用等の事業におけるエネルギー使用量やそれに伴う温室効果ガスの排出量についても、今後、事業分野毎にその実情に応じて適切に把握・フォローアップを行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

VII. 温室効果ガス排出削減見込み

		(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	80,455	81,701	77,382	-3.8%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,231,235	3,351,418	1,682,286	-67.8%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,172,515	3,247,837	基礎排出係数	基礎排出係数
	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,099,735	3,261,470	1,604,596	-68.5%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,041,015	3,157,889	基礎排出係数	基礎排出係数
	(電気使用量)	kWh	9,769,000	8,962,151	6,418,385	-34.3%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.522	0.364	0.250	-0.272kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.516	0.352	基礎排出係数	基礎排出係数
電気以外		kg-CO2	131,500	89,948	77,690	-40.9%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,311,690	3,433,119	1,759,668	-66.9%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,252,970	3,329,538	基礎排出係数	基礎排出係数